

立神港区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町、塩浜町（次の図面に示す部分に限る。）、島瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町、長尾町、西大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、松浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、御船町、本島町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び新港町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一 北緯三十三度九分四十六秒、東経百二十九度四十三分二十五秒の点 二 北緯三十三度九分二十八秒、東経百二十九度四十三分二十三秒の点 三 北緯三十三度九分十五秒、東経百二十九度四十三分十六秒の点 四 北緯三十三度九分四秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 五 北緯三十三度九分二秒、東経百二十九度四十二分二十四秒の点 六 北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 七 北緯三十三度十分八秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 八 北緯三十三度十分二十秒、東経百二十九度四十一分五十三秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

立神港区周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域 

対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

